

# 高齢者医療制度の見直しについて



◆問い合わせ先  
伊奈庁舎国保年金課  
☎58-2111 (内線1182)

今般「与党高齢者医療制度に関するプロジェクトチーム」において、高齢者医療制度について次のとおり取りまとめられ、政府としても実施することとされましたので、その内容をお知らせします。

## 1 70歳～74歳の方(※1)の窓口負担について

平成20年4月から2割負担に見直されることとされていた一部負担金が、平成20年4月～平成21年3月までの1年間、1割負担に据え置かれます。

国民健康保険加入者の方へは平成20年3月に伊奈庁舎国保年金課より、新たな高齢受給者証を交付させていただきます。

※1：すでに3割負担に該当している方および、後期高齢者医療制度の対象となる一定の障害認定を受けている方を除きます。

## 2 後期高齢者医療制度における75歳以上の被扶養者の保険料について

次の方は、平成20年4月～9月までの6ヶ月間は無料となり、平成20年10月～平成21年3月までの6ヶ月間は、頭割保険料額(被保険者均等割)が9割軽減された額となります。なお、国民健康保険に加入している方は該当しません。

## ☆対象者

75歳以上の方(※2)で、後

期高齢者医療の被保険者になる日の前日(平成20年3月31日または75歳の誕生日の前日)において被用者保険(※3)の被扶養者となっている方。

※2：65歳～74歳で一定の障害認定を受けている方を含まず。

※3：政府管掌健康保険や、企業の健康保険、公務員の共済組合など、いわゆる「サラリーマン」の健康保険です。

昨年の制度改正では、被用者保険の被扶養者の方については、後期高齢者医療制度の被保険者となった日の属する月から2年間、被保険者均等割を5割軽減することとされていますが、今回の措置はそれに加えて行うものです。

詳しいことについては、伊奈庁舎国保年金課にお問い合わせください。

## 平成19年分・20年分の確定申告に電子申請をご利用になりたいと考えている方へ

### 住民基本台帳カードおよび電子証明書の早期取得をお願いします

国税電子申告・納税システム(e-Tax)をご利用になつて、所得税の確定申告書を提出する際、本人の電子署名および電子証明書を併せて送信した場合に、所得税から5千円(その年分の所得税額を限度)を控除(平成19年分または平成20年分のいずれか1回)できるようになります。

電子申告を行う際には、市民窓口課で発行している住民基本台帳カード(手数料として500円)および電子証明書(手数料として500円)が必要となります。

確定申告の時期は、混雑すると考えられますので、お早めに取得してください。

取得方法については、市民窓口課までお問合せください。

なお、インターネットをご利用できる方は、市ホームページ内の「市民窓口課」の中でも掲載していますので、ご参照ください。

※谷和原庁舎においては、即日交付できませんので、ご了承ください。



◎住民基本台帳カードおよび電子証明書に関することは…

◆問い合わせ先  
伊奈庁舎市民窓口課  
☎58-2111 (内線1112)